

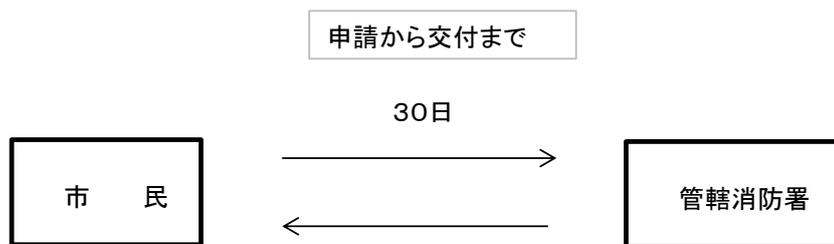
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 39

処 分 名	防災管理点検報告の特例認定	
処 分 の 概 要	防災管理点検報告の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定する。	
根 拠 法 令 名	消防法(昭和23年法律186号)	
条 項	第36条第1項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標準処理期間	計	30日
審査基準	<p>防災管理点検報告の特例認定に関する事務処理要綱第5条に掲げる、「防災管理点検報告特例認定に係る検査表」の判断基準に適合していることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 消防法第36条第1項 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。 第8条の2の3において、同条第1項第2号イ中「又は第17条の4第1項若しくは第2項」とあるのは、「第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項」と、同条第1項第2号ニ中「防火対象物点検資格者」とあるのは「防災管理点検資格者」と読み替えるものとする。</p> 消防法第8条の2の3 消防長又は消防署長は、前条第1項の防火対象物であつて次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。 1 申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から3年が経過していること。 2 当該防火対象物について、次のいずれにも該当しないこと。 イ 過去3年以内において第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令(当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。)がされたことがあり、又はされるべき事由が現にあること。 ロ 過去3年以内において第6項の規定による取消しを受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にあること。 ハ 過去3年以内において前条第1項の規定にかかわらず同項の規定による点検若しくは報告がされなかつたことがあり、又は同項の報告について虚偽の報告がされたことがあること。 ニ 過去3年以内において前条第1項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあること。 3 前号に定めるもののほか、当該防火対象物について、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること。 ② 申請者は、総務省令で定めるところにより、申請書に前項の規定による認定を受けようとする防火対象物の所在地その他総務省令で定める事項を記載した書類を添えて、消防長又は消防署長に申請し、検査を受けなければならない。 ③ 消防長又は消防署長は、第1項の規定による認定をしたとき、又は認定をしないことを決定したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。 <p>防災管理点検報告の特例認定に関する事務処理要綱 第5条 申請防災管理対象物の検査は、防災管理点検報告特例認定に係る検査表(様式第2号。以下「検査表」という。)を用いて行うものとし、検査項目の判定については同表の判断基準(以下「判断基準」という。)によるものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。